公益社団法人神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会案内

神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークの目的

医療安全管理者・医療安全推進担当者間で、医療の安全管理を推進することに資する情報・問題等について、組織横断的に共有するために情報ネットワーク体制を運用し、有用な医療の安全管理情報を普及させることを目指す。

また、本ネットワークでの交流や講演会等を通して、医療安全管理者としての自己研鑽と継続教育の機会とする。

1 入会資格 (1年毎の更新制)

- ・日本看護協会および神奈川県看護協会の会員であること
- ・医療安全管理者養成研修が修了していること (原則として神奈川県看護協会主催の研修または、それに準ずる研修を修了したもの)

2 入会及び更新の手続きについて

- 1) 手続き期間 通年受け付ける。(看護協会への入会手続きを済ませて申し込むこと。) 基本的に月毎の締め切りは、毎月14日とする。
- 2) 入会有効期間 入会手続き終了後、本人に協会から「登録(入会)手続き完了について」のお知らせが届いた日から、年度末の3月31日までとする。

3) 方法

- (1) 協会ホームページのフォームより会員情報の入力
 - (2) 神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク規程等に関する同意書 **様式1** を郵送提出 ※施設長(所属長)の確認署名と受講証明書の貼り付けが必要です。(新規・継続とも)
 - (3)登録完了通知のメール送付

※郵送をご希望の場合は様式1ご提出時に返送用封筒(宛先・切手含む)を同封してください。

新規入会・再入会時の提出書類

- ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会申込書
- ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク倫理規程及び会員名簿取扱規程についての同意書 - 様式 2
- ・神奈川県看護協会医療安全推進ネットワークグループウェア参加同意書様式3

(2) 継続入会時の提出書類

- •神奈川県看護協会医療安全推進ネットワーク入会申込書 様式1
- 4) 所属施設(勤務先)がある方は、入会するにあたり所属施設(勤務先)の施設長、所属長などの了解 ——を得る。入会手続き終了後、所属施設に当協会から入会手続きが終了した旨の連絡を行う。

3 ネットワークへの欠席・退会について

- 1) 月 1 回開催(4 月を除く)するネットワーク交流会に参加できない場合は、前日までにネットワークグループウェアにてその旨を連絡する。
- 2) 会員が退会する場合は、看護協会に所定の退会届を提出しなければならない。
- 3) 連続3回、連絡なく欠席したものは、退会したものとみなし、ネットワークグループウェアの登録を抹消し、当該年度内の再入会は認めないものとする。

4 その他

詳細項目については、神奈川県医療安全推進ネットワーク運営要項を参照

様式 1 送付先 ※必ず郵送でお申し込みください(FAX 受付不可)

〒231-0037 横浜市中区富士見町3番1 公益社団法人神奈川県看護協会 危機管理課 医療安全推進ネットワーク担当 宛

TEL 045-263-2932(ダイヤルイン)